

議案第30号

鯖江市保育士等養成修学資金貸付条例の廃止について

鯖江市保育士等養成修学資金貸付条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

鯖江市保育士等養成修学資金貸付制度の廃止に伴い、鯖江市保育士等養成修学資金貸付条例を廃止したいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市保育士等養成修学資金貸付条例を廃止する条例

鯖江市保育士等養成修学資金貸付条例（平成31年鯖江市条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による廃止前の鯖江市保育士等養成修学資金貸付条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき貸付けを決定した修学資金については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。